

告 示

埼玉県告示第千三十二号

昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考一イ中「又は第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。